

第14回運営小委員会 議事要旨

日 時：平成20年11月17日(月)15時00分～17時00分

場 所：(社)日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. 各論の検討(5)④監査役(会)機能の実効性確保のために検討すべき事項
(事例報告3)

—委員会設置会社の監査委員(会)と監査役設置会社の監査役(会)との相違などから(特に企業実務の面から)—

【報告者】ソニー㈱ 取締役 監査委員会・議長 山内 悦嗣氏

2. これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

議事内容

1. 監査役(会)機能の実効性確保のために検討すべき事項

—委員会設置会社の監査委員(会)と監査役設置会社の監査役(会)との相違などから(特に企業実務の面から)—

山内氏より、標題について報告があった。

(内容については省略)

2. これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

事務局より、標題について説明があった。

事務局(伊藤専務理事) 現在、事務局として、例えば、内部統制報告書等の株主総会提出に関して、どういうまとめの方向を考えるかという点があります。

一番問題になるのは、「重要な欠陥」がいつの時点で判明し、それについてどう対応しているかという問題です。監査役会の監査報告書に「記載する・しない」の前提として、事業報告の中で「重要な欠陥」を記載する方法を模索する。こういった議論もあったかと思えます。そういう観点から考えると、事業報告に記載された「重要な欠陥」の場合、事業報告に記載されないけれどもその後発生した「重要な欠陥」について、会社側としてはどう対応するのか。あるいは、監査役側としてはどう考えるかという問題があるように思います。

当面実務的にどういうことがやれるのかということが一つと、もう一つの大きな問題は、立法上、工夫をする必要があるのかないのか。この点については、できるだけ監査役会の監査報告と監査人の監査報告が不一致にならないような工夫を実務的にやり得るようにする。例えば、株主総会後に内部統制報告書と監査報告書が出るような実務を、もう少し前倒しでやれる法的な工夫が必要かということも考えています。

それから、「重要な欠陥」を仮に事業報告の記載事項とした場合、事業報告に盛り込まれない場合はどういう扱いになるのか。例えば、その後発生したものについて、適時に開示していくことになるのか、ならないのか。あるいは、最終的には総会において、取締役サイドと監査役サイドでそれに関する説明をしていくのかどうか。こういったことが整理されますが、実務上で現在できるものと立法上で今後の課題となるものを、ある程度区分けする方向でまとめられればと事務局では思っています。

監査役についても同様で、仮に期末段階で「重要な欠陥」が明らかになったとき、それを事業報告の記載事項にすれば、監査役会の監査報告書で事業報告の監査を行います。また、それについての評価も監査報告書に記載するということになりますので、そういう方法でやるのか。あるいは、会社法上の内部統制システムについての評価の一部として、取締役会決議の相当性について監査役会の監査報告書に記載することになっています。協会のひな型では、その決議に基づく運用状況について指摘すべき事項があるかないかを判断して、「特に指摘すべき事項は認められません」という記載をしています。

「重要な欠陥」に対する取締役の取り組みについての意見表明をする場合、「重要な欠陥」があったときの記載の仕方は、従来どおり、「指摘すべき事項を認めません」ということでよいのかどうか。この点は、今後検討すべき課題になるかと思いますが、こういった実務的な問題は、当協会のほうで検討することになるかと思います。

事業報告に記載されずその後発生した「重要な欠陥」、あるいは発覚した「重要な欠陥」について、総会当日、取締役サイドと同様に監査役サイドでも、それについて口頭報告をする際の内容に盛り込むかどうかという問題もあると思います。協会は協会として実務を具体的に展開していく中で、これらについて、監査報告書であれば文例を示すとか、そういった方向を模索したいというところです。

「重要な欠陥」については、経営者、監査役、監査人の三者の意見が一致する場合と一致しない場合があり得るかと思いますが、その辺りの取り扱いをどう考えていくかということもあります。いずれにしても、皆さんに議論してもらう「第6回有識者懇談会」で、議論の内容を明確に示すようなかたちで出したいと思います。

以上